

子育て支援、保育制度改革に関する意見書

今、国民生活を取り巻く状況が大きく変化する中で、安心して子育てができる環境の整備が求められています。

なかでも、子供を預けて働きたいという要望がこれまでになく高まっていますが、現実に入れる保育所の数が足りないという状況が各地で生まれています。

また、待機児童が少ない自治体においても、未満児保育の需要は依然として高く、現在の保育所だけでは対応できない状況になっています。

こうした要望にこたえるためにも、公立保育所の整備拡充が求められていますが、公立保育所に対する補助金制度が廃止され一般財源化となったことにより、自治体の財政負担が大きいことから事実上困難となっています。

現在民間保育所の保育所整備に対しては「安心こども基金」がありますが、基金の活用は平成 23 年度までです。

どの地域においても安心して子供が育てられるよう、国が公立保育所建設の目標と計画を明確に打ち出し、予算を組むことが求められています。

そのためにも、国において、児童福祉法に基づく現行保育制度を堅持し拡充を図るためにも下記事項について実行できるよう強く要望します。

記

- 1 児童福祉法第 24 条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2 保育所の最低基準を堅持すること。
- 3 国は、市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
- 4 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。
- 5 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式を基本とした保育制度改革は行わないこと。
- 6 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。
- 7 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月17日

名取市議会議長 渡邊 武

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

総務大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿